

整理番号

こ青-法不-1

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課 (06-6208-8111)
処分担当名	区役所保健福祉課
処分の名称	子ども手当の不正利得の徴収
概要	子ども手当の受給者が、不正な手段により子ども手当を受給した場合は、その手当相当額を徴収することができる。
根拠法令等 及び条項	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（法令番号：平成23年法律第107号）(以下、「特別措置法」)法律第19号) 第13条
処分基準	偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 (子ども手当法第37条) 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課 (06-6208-8111)
処分担当名	区役所保健福祉課
処分の名称	児童手当の減額認定
概要	◎手当の支給を受けている方が手当額の減額事由に該当するときは手当額が減額されます。
根拠法令等 及び条項	児童手当法(法令番号：昭和46年5月27日 法律第73号) 第3条第1項、第4条、第6条、第8条第3項、第9条、附則第6条、附則第7条
処分基準	(減額認定) 1. 形式的要件(児童手当法施行規則第3条) 請求者から、以下の書類の提出があったとき。 ①児童手当額改定請求書 2. 実質的要件(児童手当法第9条第3項) 養育する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)が死亡又は監護消滅し、児童手当の額が減額となる場合。 3. 支給改定月(児童手当法第9条第3項) 児童手当の額が減額することとなるに至った場合、その事由が生じた日の属する月の翌月から改定。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370608.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課 (06-6208-8111)
処分担当名	区役所保健福祉課
処分の名称	児童手当の一時差止
概要	児童手当の受給者が、現況届等の提出をしない場合は、手当の支給が一時差し止めされる。
根拠法令等 及び条項	児童手当法(法令番号:昭和46年5月27日 法律第73号) 第11条
処分基準	児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。 (児童手当法第26条) 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は非被用者等でない者の別を届出なければならない。 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を届出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370608.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課 (06-6208-8111)
処分担当名	区役所保健福祉課
処分の名称	児童手当の不正利得の徴収
概要	児童手当の受給者が、不正な手段により児童手当を受給した場合は、その手当相当額を徴収することができる。
根拠法令等 及び条項	児童手当法(法令番号：昭和46年5月27日 法律第73号) 第14条
処分基準	偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 (児童手当法第31条) 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370608.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	児童扶養手当の減額認定(児童扶養手当額改定)
概要	◎ 手当の支給を受けている方が手当額の減額事由に該当するときは手当額が減額されます。
根拠法令等 及び条項	児童扶養手当法第8条 児童扶養手当法施行規則第3条
処分基準	<p>◎ 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、手当額が減額改定になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象児童が父又は母に監護されなくなった ② 対象児童が養育者に養育されなくなった ③ 対象児童が児童福祉施設等に入所した ④ 対象児童が日本国内に住所を有しなくなった ⑤ 対象児童が死亡した ⑥ 対象児童が障がいの状態に該当しなくなった ⑦ 対象児童が父又は母と生計を同じくするようになった ⑧ 対象児童が遺棄の状態でなくなった ⑨ その他減額事由に該当する場合 <p>・所得の高い扶養義務者と同居するようになった場合などでも、手当額が減額になる場合があります。</p> <p>○ 額改定月は、額改定年月日の属する月の翌月からとなります。 (届出年月日の翌月ではないので注意してください。)</p> <p>○ 世帯状況や所得額等に変更のあった場合は、お住まいの区の保健福祉センター保健福祉課(福祉課)へご連絡ください。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002395.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	児童扶養手当の支給の制限
概要	児童扶養手当の受給については、請求者又は配偶者及び扶養義務者の所得要件があり、所得制限限度額を超えたときは、一部支給若しくは全部停止となります。 手当の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅します。
根拠法令等 及び条項	児童扶養手当法第9条 児童扶養手当法第9条の2 児童扶養手当法第10条 児童扶養手当法第11条 児童扶養手当法第22条
処分基準	◎ 次の要件に該当する場合、その年の11月から翌年の10月まで手当を全部又は一部支給しません。 請求者の前年(1月から9月までの請求者については前々年)の所得が一定額以上あるときは手当の全部又は一部の支給が停止されます。 また、請求者の配偶者(例えば障がいの状態にある父又は母)又は、請求者と生計同一にしている扶養義務者(請求者が養育者のときには、生計を維持する扶養義務者)及び親のいない児童等の養育者の前年(1月から9月までの請求者については前々年)の所得が一定額以上あるときは、手当の全額が支給停止されます。 ◎ 手当の支給を受ける権利 手当の支給を受ける権利は2年以上経過したときは、時効によって消滅することになります。受給者は法律上、手当の支払期日の支払開始期日が到来すれば、その支払を受けることができるのであって、証書の交付を受けているか否かにかかわらず、受給者が手当の支払を請求しなければすべて時効が成立します。 この場合の時効の起算日は当該手当の支払開始期日の11日(その日が土日祝の場合は、その前の平日)であり、時効が完成するのは当該支払開始期日の2年後の前日を経過した日になります。 よって、現況届未提出者は、支払開始期日到来後2年を経過した場合には、時効により受給権を失うこととなります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002395.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課・各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	児童扶養手当の返還
概要	児童扶養手当額について、被災したときはその前年、前々年の所得制限を考慮せず支給されますが、被災した年の所得額が所得制限限度額を超えているときは、災害特例として支給された手当額を返還する必要があります。
根拠法令等 及び条項	児童扶養手当法第12条
処分基準	<p>◎ 手当は、受給資格者もしくは受給資格者の配偶者または受給資格者の生計を維持する民法第877条第1項の扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の前年(または前々年)の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、別表に定める額を超えた場合または別表で定める額以上になった場合、その年の11月から翌年の10月までをひとつの期間として、その支給が停止されます。</p> <p>しかし、この所得による支給の制限は被災者がある場合、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当について、その損害を受けた前年または前々年における当該被災者の所得に関しては、適用せず手当が支給されますが、母、父又は養育者本人、その配偶者及び扶養義務者が被災し、被災による損害を受けた年の所得が、別表で定める所得制限の限度額以上の場合は、災害特例の対象となった期間に支給された手当を返還しなければなりません。</p> <p>○ 「被災」とは、震災、風水害、火災、津波、落雷等の災害であり、冷害、干害、獣害、虫害などのような災害あるいは倒産などの人的災害は含みません。</p> <p>○ 「損害」とは、災害保険金等により補填された金額を除いて、被災者の財産の価格のおおむね2分の1以上の被害のことをいいます。</p> <p>○ 「被災財産」の種類とは、住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械、器具その他事業用に供する固定資産をいいます。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002395.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課・各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	児童扶養手当の不正利得の徴収
概要	偽りその他不正の手段により児童扶養手当を受けた場合は、児童扶養手当法に基づき手当を受けた額に相当する金額の全部または一部を徴収します。
根拠法令等 及び条項	児童扶養手当法第23条
処分基準	<p>◎ 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた場合、国税徴収の例により、手当の支給を受けた額に相当する金額の全部または一部を徴収します。</p> <p>○ 「偽りその他不正の手段」とは、以下のことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格を偽って認定を受けた場合。 ・ 他人の名義を盗用して認定請求を行なったことにより手当の支給を受けた場合。 ・ 認定請求書に添付すべき戸籍抄本、住民票等を偽造し、又は記載事項を改変した場合。 ・ 医師に不実の申立てをして、障がい認定診断書に不実の記載をなした場合。 ・ 所得、身分関係及び生計維持関係等の事実に関する市町村長等の証明書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は市町村長等の印鑑を偽造し、若しくは不正に使用した場合。 ・ 児童扶養手当証書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は拾得・窃盗・横領等の証書によって手当の支払を受けた場合。 ・ 受給資格の喪失又は手当額改定の事由に該当することを知っているにもかかわらず、届出をしないで手当の支給を受けた場合。 <p>○ 返還方法は一括納付が原則ですが、一括納付が困難な場合は、お住まいの区の保健福祉センター保健福祉課(福祉課)までご相談ください。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002395.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	ひとり親家庭等の居宅等における日常生活支援の措置解除
概要	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、法第17条の要件に、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが法31条の7第1項の要件に該当しなくなった場合、日常生活支援の措置を解除します。
根拠法令等 及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第18条、第31条の7
処分基準	◎以下のいずれかの要件に該当したとき 1、配偶者のない女子でなくなった場合 2、配偶者のない男子でなくなった場合 3、現に児童を扶養していない場合 4、疾病その他の理由により日常生活に支障を生じなくなった場合
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課
処分の名称	ひとり親家庭等日常生活支援事業者に対する事業の停止・制限
概要	ひとり親家庭等日常生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第17条及び第31条の7第1項の措置に係る配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第23条、第31条の7第4項
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合 ・その事業に関し不当に営利を図った場合 <p>次の場合「不当に営利を図った」とされることがあります。 ○定められた額より低い派遣手当を家庭生活支援員に支払った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第17条及び第31条の7第1項の措置にかかる配偶者のない者で現に児童を扶養している者等の処遇につき不当な行為をした場合 <p>* 「不当な行為」とは暴力等をいいます。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	寡婦日常生活支援事業者に対する事業の停止・制限
概要	寡婦日常生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第33条第1項の措置に係る寡婦の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第5項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合・その事業に関し不当に営利を図った場合 次の場合「不当に営利を図った」とされることがあります。 ○定められた額より低い派遣手当を家庭支援員に支払った場合。 ・第33条の措置にかかる寡婦の処遇につき不当な行為をした場合 「不当な行為」とは暴力等をいいます。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	寡婦に対する居宅等における日常生活支援の措置解除
概要	寡婦が法33条第1項の要件に該当しなくなった場合、日常生活支援の措置を解除します。
根拠法令等 及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条
処分基準	◎以下のいずれかの要件に該当したとき 1、寡婦でなくなった場合 2、疾病その他の理由により日常生活に支障を生じなくなった場合
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8037)
処分担当名	各区保健福祉センター保育業務担当
処分の名称	子どものための教育・保育給付 支給認定変更
概要	保育施設等を利用するために行なった支給認定を、該当する事由により変更することができる。
根拠法令等 及び条項	・子ども・子育て支援法第23条
処分基準	保育認定有効期間内に、下記の事由を変更する必要がある場合 ・保育認定の事由変更 ・保育必要量の変更 ・保育認定期間の変更
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8037)
処分担当名	各区保健福祉センター保育業務担当
処分の名称	子どものための教育・保育給付 支給認定取消
概要	保育施設等を利用するために行なった支給認定を、該当する事由により取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援法第24条・大阪市子どものための教育・保育給付の認定に関する事務取扱要綱第10条
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・保育認定を受けている者が、保育認定有効期間内に、保育の必要性がなくなった場合・支給認定保護者が、大阪市内に居住しなくなった場合・子ども・子育て支援法施行令第3条に該当する場合・その他、支給認定の継続が不相当であると認める場合
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課(06-6208-8050)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
処分の名称	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)事業者に対する事業の制限・停止
概要	児童自立生活援助事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業にかかる児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第34条の6
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合・その事業に関し不当に営利を図った場合・その事業にかかる児童の処遇につき不当な行為をした場合 「不当な行為」とは暴力等をいいます。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課(06-6208-8050)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
処分の名称	里親の認定及び登録の取消し
概要	児童福祉法第34条の20第1項には、里親の欠格事由が明記されており、本人又はその同居人がこれらに該当する者は、里親になることができません。また、同条第2項では、里親がこれらに該当するに至ったときは、里親の認定及び登録を取り消すこととされています。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第34条の20
処分基準	児童福祉法第34条の20 (第1項) 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 三 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 (第2項) 都道府県知事は、養育里親又はその同居人が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。
ホームページ	ー
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0759)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	児童福祉施設の業務停止命令等
概要	児童福祉施設の設備又は運営が条例で定めた基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができます。また、児童福祉施設の設備又は運営が条例で定めた基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第46条第3項、第4項
処分基準	児童福祉法第45条により、児童福祉施設の設備及び運営については、厚生労働省令で定める基準に従い定めた大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）を遵守しなければならない。児童福祉施設の設備又は運営が条例で定めた基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。また、児童福祉施設の設備又は運営が条例で定めた基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命じることができる。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0759)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	施設閉鎖命令等
概要	<p>幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができます。また、次の各号のいずれかに該当する場合には、審議会その他の合議制の機関の意見を聴いたうえで幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。 2 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。 3 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。
根拠法令等 及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条、第21条
処分基準	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営については、内閣府・文部科学省・厚生労働省令で定める基準に従い定めた大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）を遵守しなければならない。幼保連携型認定こども園の設備又は運営が条例で定めた基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。また、幼保連携型認定こども園の設備又は運営が条例で定めた基準に達せず、かつ、園児の教育上又は保育上に著しく有害であると認められるときなどは、審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命じることができる。</p>
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0759)
処分担当名	子ども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	家庭的保育事業等の業務停止命令等
概要	家庭的保育事業等が条例で定めた基準に適合しないと認められるときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができます。また、家庭的保育事業等が条例で定めた基準に適合せず、かつ、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法 第34条の17の3項、4項
処分基準	児童福祉法第34条の18の規定により、児童福祉施設の設備及び運営については、厚生労働省令で定める基準に従い定めた大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）を遵守しなければならない。児童福祉施設の設備又は運営が条例で定めた基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。また、児童福祉施設の設備又は運営が条例で定めた基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命じることができます。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0759)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	勧告措置命令等
概要	<p>特定教育・保育施設の設置者が、条例で定める運営基準に従って適正な運営をしていないと認められるなどの場合は、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができ、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また、勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。</p>
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第39条第1項、第3項、第4項
処分基準	<p>子ども・子育て支援法第39条第1項、第3項、第4項の規定により、特定教育・保育施設の運営については、内閣府令で定める基準に従い定めた大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第99号）を遵守しなければならない。特定教育・保育施設の運営が条例で定めた基準にしたがって適正な運営をしていない場合や利用定員の減少又は確認の辞退を行う際は、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を適正に行っていない場合、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができ、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また、勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。</p>
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0759)
処分担当名	子ども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	勧告措置命令等
概要	<p>特定地域型保育事業者が、条例で定める運営基準に従って適正な運営をしていないと認められるなどの場合は、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができます。その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また、勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。</p>
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第51条第1項、第2項、第3項
処分基準	<p>子ども・子育て支援法第51条第1項、第2項、第3項の規定により、特定地域型保育事業の運営については、内閣府令で定める基準に従い定めた大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第99号）を遵守しなければならない。特定地域型保育事業の運営が条例で定めた基準にしたがって適正な運営をしていない場合や、認可利用定員の減少又は確認の辞退を行う際、は、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を適正に行っていない場合、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができます。その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができます。また、勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。</p>
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0759)
処分担当名	子ども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	勧告措置命令等
概要	<p>子ども・子育て支援法第55条第2項の規定により、業務管理体制の整備に関する事項の届出を行った特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）が、内閣府令で定める基準に従って適正な運営をしていないと認められるなどの場合は、業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができ、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また、勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。</p>
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第57条第1項、第2項、第3項
処分基準	<p>子ども・子育て支援法第55条第2項の規定により、業務管理体制の整備に関する事項の届出を行った特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）が、内閣府令で定める基準に従って適正な運営をしていないと認められるなどの場合は、業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができ、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また、勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。</p>
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8032)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	施設入所に係る費用徴収(児童福祉施設)
概要	児童福祉施設への入所若しくは当該行政措置に関する費用を支弁する市町村の長は、当該行政措置により児童福祉施設に入所中の児童またはその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部及び一部を徴収することができる。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第56条
処分基準	大阪市児童福祉法施行細則(費用徴収基準表) 別表3 助産施設措置費徴収金額表 別表5 乳児院短期入所措置費徴収金額表 別表7 入所又は通所施設徴収金額表(扶養義務者) 児童福祉法に基づく費用徴収金の特例に関する要綱
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8106)
処分担当名	各区保健福祉センター保育業務担当またはこども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	扶養義務者からの費用徴収(保育料)
概要	保護者の前年分及び当年分の市町村民税所得割額の世帯の合計額により保育料を決定し、徴収する。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援法 第27～30条、附則第6条・児童福祉法 第56条・大阪市子ども・子育て支援法施行細則 第8,9条・大阪市児童福祉法施行細則 第15条
処分基準	保護者の前年分及び当年分の市町村民税所得割額の世帯の合計額により保育料を決定し、徴収する。また、保育料を納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することがある。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000501253.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018) ・子育て支援部子ども家庭課 (06-6208-8050)
処分担当名	子ども青少年局保育施策部保育企画課 ・子育て支援部子ども家庭課
処分の名称	児童福祉施設設置認可の取消し
概要	児童福祉法第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、同項の認可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第58条
処分基準	児童福祉法第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、同項の認可を取り消すことができる。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	子ども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	幼保連携型認定子ども園設置認可の取消し
概要	幼保連携型認定子ども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、審議会その他合議制の機関の意見を聴いたうえで、認可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条
処分基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により設置した幼保連携型認定子ども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、審議会その他合議制の機関の意見を聴いたうえで、認可を取り消すことができます。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	認定こども園の認定の取消し
概要	
根拠法令等 及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条
処分基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は第3項の規定により認定された施設（以下、「認定こども園」という。）が、同法同条第1項又は第3項の条例で定める要件を欠くと認められるとき、認定こども園の設置者が変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、認定こども園の設置者が運営状況報告等をせず、又は虚偽の報告をしたとき、認定こども園の設置者が欠格事由に該当するに至ったとき、認定こども園の設置者が不正の手段により認定を受けたとき、認定こども園の設置者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。同項の認可を取り消すことができます。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	家庭的保育事業等認可の取消し
概要	児童福祉法第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、同項の認可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第58条
処分基準	児童福祉法第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、同項の認可を取り消すことができます。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	子ども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	特定教育・保育施設の確認の取消し等
概要	特定教育・保育施設の設置者が、認可基準に従って施設型給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったときなどの場合、当該特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第40条第1項
処分基準	<p>特定教育・保育施設の設置者が、以下のいずれかに該当する場合には、当該特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行していないと認められるとき。 2 認可基準に従って施設型給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 3 条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。 4 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。 5 第38条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 6 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 7 不正の手段により子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたとき。 8 子ども・子育て支援法その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 9 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 10 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	子ども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	特定地域型保育事業者の確認の取消し等
概要	特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったときなどの場合、当該特定地域型保育事業者に係る子ども・子育て支援法第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第52条第1項
処分基準	<p>特定地域型保育事業者が、以下のいずれかに該当する場合には、当該特定地域型保育事業者に係る子ども・子育て支援法第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行していないと認められるとき。 2 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 3 条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 4 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。 5 特定地域型保育事業者が、法第50条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 6 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、法第50条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 7 不正の手段により子ども・子育て支援法第29条第1項の確認を受けたとき。 8 子ども・子育て支援法その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 9 保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 10 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 11 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6361-0756)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	認可外保育施設の事業停止命令等
概要	認可外保育施設への立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求めると認められる場合の改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第59条第3項～第6項
処分基準	<p>立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行う。改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めず、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う。改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対して、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに利用児童に対する福祉の措置等を講じる。また、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表する。改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずる。</p> <p>児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合 (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合 (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合 <p>児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止命令又は施設閉鎖命令を命ずる。</p>
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6361-0756)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	届出懈怠施設への過料等
概要	届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置
根拠法令等 及び条項	・児童福祉法第62条の4
処分基準	届出対象施設であるが、開設後1ヶ月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合は、文書により期限を付して、届出を行うよう求める。期限を過ぎても届出がない場合には非訟事件手続法に基づき過料事件の手続きを行う。また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出があることが判明した場合についても同様である。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	大阪市子ども青少年局中央子ども相談センター（4301-3100）
処分課（担当）名	大阪市子ども青少年局中央子ども相談センター、北部子ども相談センター、南部子ども相談センター
処分の名称	面会・通信の制限等
概要	<p>児童虐待を受けた児童について、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は、同法第33条第1項若しくは第2項の一時保護がおこなわれた場合において、児童虐待の防止及び当該児童の保護のため必要があると認める場合は、面会・通信の全部又は一部を制限することができる。</p> <p>また、同法28条の規定による措置又は一時保護が行われた場合において、当該児童の住所又は居所を教えることにより、再び児童虐待が行われる恐れがある場合又は児童の保護に支障をきたす場合は当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。</p>
根拠法令等 及び条項	児童虐待の防止等に関する法律 第12条
処分基準	<p>○ 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該児童との面会 2 当該児童との通信 <p>○ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課(06-6208-8032)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
処分の名称	接近禁止命令
概要	児童虐待を受けた児童について、児童福祉法第28条に基づき第27条第1項第3号の措置が採られ、児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項の規定により、面会等の行為が制限されている保護者に対し、児童虐待の防止及び当該児童の保護のため必要があると認める場合は、当該児童の身辺につきまとい、又は通常所在する場所の付近をはいかいするしてはならないことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	児童虐待の防止等に関する法律 第12条の4
処分基準	<p>○ 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第28条の規定に基づき施設入所等の措置が採られ、かつ、児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、面会等が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し以下のことを命ずることができる。</p> <p>1 当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとうこと 2 当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないこと</p> <p>○ 都道府県知事は、児童虐待の防止等に関する法律第12条第4項項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。</p>
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8050)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課
処分の名称	指定管理者の指定の取消し等
概要	市長は、指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第244条の2第11項
処分基準	市長（以下「甲」という）は、指定管理者（以下「乙」という）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。 1 正当な事由なく、乙が本業務に着手しないとき。 2 正当な事由なく、乙が本業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。 3 乙が甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき 4 乙が協定書の内容に違反し、その違反により本業務を達することができないと認められたとき 5 乙からの指定取り消しの申し出があり、その理由が正当なものであると認められたとき 6 前各号のほか、乙に本業務を継続して行わせることが困難であると認められるとき
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分の名称	地域子育て支援拠点事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	地域子育て支援拠点事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・ その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき・ 社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき・ その事業に関し不当に営利を図ったとき・ 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分の名称	子育て短期支援事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	子育て短期支援事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・ その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき・ 社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき・ その事業に関し不当に営利を図ったとき・ 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分の名称	子育て援助活動支援事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	子育て援助活動支援事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・ その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき・ 社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき・ その事業に関し不当に営利を図ったとき・ 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分の名称	地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・ その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき・ 社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき・ その事業に関し不当に営利を図ったとき・ 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分の名称	児童厚生施設運営事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	児童厚生施設運営事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき社会福祉法第71条の規定による命令に違反したときその事業に関し不当に営利を図ったとき福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-9966)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-9966)
処分の名称	乳児家庭全戸訪問事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	乳児家庭全戸訪問事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・ その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき・ 社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき・ その事業に関し不当に営利を図ったとき・ 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-9966)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-9966)
処分の名称	養育支援訪問事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	養育支援訪問事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・ その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき・ 社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき・ その事業に関し不当に営利を図ったとき・ 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8050)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課
処分の名称	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)事業者に対する事業の制限・停止
概要	小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業にかかる児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第34条の6
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合・その事業に関し不当に営利を図った場合・その事業にかかる児童の処遇につき不当な行為をした場合 「不当な行為」とは暴力等をいいます。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8032)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課
処分の名称	養子縁組あっせん事業の許可の取消し等
概要	民間あっせん機関による養子縁組の斡旋に係る児童の保護等に関する法律第6条第1項に基づく養子縁組あっせん事業の許可を受けた民間あっせん機関が、同法第8条各号(第6号を除く。)に規定する欠格事由のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 また、同法もしくは同法に基づく命令の規定または同法の規定に基づく処分に違反したとき及び同法第11条第1項の規定により付された許可の条件に違反したときは、当該許可の取消し、または期間を定めて養子縁組あっせん事業の全部または一部の停止を命じることができる。
根拠法令等 及び条項	民間あっせん機関による養子縁組の斡旋に係る児童の保護等に関する法律第16条
処分基準	民間あっせん機関による養子縁組の斡旋に係る児童の保護等に関する法律 第16条 都道府県知事は、民間あっせん機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。 一 第8条各号(第6号を除く。)のいずれかに該当しているとき。 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。 三 第11条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。 2 都道府県知事は、民間あっせん機関が前項第2号又は第3号に該当するときは、機関を定めて養子縁組あっせん事業の全部又は一部の停止を命じることができる。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8037)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	子育てのための施設等利用給付認定変更
概要	子育てのための施設等利用給付に係る認定を、該当する事由により変更することができる。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援法第30条の8・大阪市子育てのための施設等利用給付認定に関する様式
処分基準	認定有効期間内に、下記の事由を変更する必要がある場合 <ul style="list-style-type: none">・認定の事由変更・認定期間の変更
ホームページ	—
備考	

様式1

整理番号	こ青-法不-46
------	----------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8085)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課
処分の名称	子育てのための施設等利用給付認定変更(幼稚園・認定こども園)
概要	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定を、該当する事由により変更することができる。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第30条の8 ・子ども・子育て支援法施行規則第28条の7、第28条の8、第28条の9
処分基準	<p>保育認定有効期間内に、下記の事由を変更する必要がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する法第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ・施設等利用給付認定の有効期間
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8037)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	子育てのための施設等利用給付認定取消
概要	子育てのための施設等利用給付に係る認定を、該当する事由により取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援法第30条の9・大阪市子育てのための施設等利用給付認定に関する様式
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・施設等利用給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、市町村民税非課税世帯に該当しなくなった場合・認定を受けている者が、認定有効期間内に、保育の必要性がなくなった場合・認定保護者が、大阪市に居住しなくなった場合・子ども・子育て支援法施行令第15条の5に該当する場合・その他、認定の継続が不相当であると認める場合
ホームページ	—
備考	

様式1

整理番号	こ青-法不-48
------	----------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8085)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課
処分の名称	子育てのための施設等利用給付認定取消(幼稚園・認定こども園)
概要	子育てのための施設等利用給付に係る認定を、該当する事由により取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第30条の9 子ども・子育て支援法施行規則第28条の11
処分基準	次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。 一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0756)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	特定子ども・子育て支援施設等への勧告措置命令等
概要	子ども・子育て支援法第58条の9の規定により、特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って適正な運営をしていないと認められるなどの場合は当該、特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める措置をとるべきことを勧告することができます。勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第58条の9
処分基準	子ども・子育て支援法第58条の9の規定により、特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な運営をしていないと認められるなどの場合は当該、特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める措置をとるべきことを勧告することができます。その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
ホームページ	—
備考	

様式1

整理番号

こ青一法不-50

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8085)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課
処分の名称	特定子ども・子育て支援施設等への勧告措置命令等(幼稚園・認定こども園)
概要	子ども・子育て支援法第58条の9の規定により、特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って適正な運営をしていないと認められるなどの場合は当該、特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める措置をとるべきことを勧告することができます。勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第58条の9
処分基準	子ども・子育て支援法第58条の9の規定により、特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な運営をしていないと認められるなどの場合は当該、特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める措置をとるべきことを勧告することができます。その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。また勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0756)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等
概要	特定子ども・子育て支援施設等が、適正な運営をすることができなくなったときなどの場合、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る子ども・子育て支援法第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第58条の10
処分基準	<p>特定子ども・子育て支援施設等が、以下のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る子ども・子育て支援法第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の3第2項の規定に違反したと認められるとき。 2 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第7条第10項第8号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第6項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。 3 特定子ども・子育て支援提供者(第7条第10項第4号に掲げる施設の設置者又は同項第5号、第7号若しくは第8号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第4号、第5号、第7号又は第8号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 4 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。 5 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の8第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 6 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第58条の8第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 7 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第30条の11第1項の確認を受けたとき。 8 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 9 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 10 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 11 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
ホームページ	—
備考	

整理番号	こ青一法不-52
------	----------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8085)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課
処分の名称	特定子ども・子育て支援施設の確認の取消し等(幼稚園・認定こども園)
概要	特定子ども・子育て支援施設の設置者が、認可基準に従って施設等利用給付の支給に係る事業を行う者として適正な運営をすることができなくなったときなどの場合、当該施設に係る子ども・子育て支援法第58条の2の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第58条の10
処分基準	<p>第五十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の三第二項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>二 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第七条第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第六項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。</p> <p>三 特定子ども・子育て支援提供者(第七条第十項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の十一第一項の確認を受けたとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分の名称	一時預かり事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	一時預かり事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき社会福祉法第71条の規定による命令に違反したときその事業に関し不当に営利を図ったとき福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課(06-6208-8111)
処分の名称	病児保育事業事業者に対する事業の制限・停止
概要	病児保育事業を行う者が、その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	社会福祉法 第72条第1項～第3項
処分基準	<ul style="list-style-type: none">・ その事業に関する市町村職員による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき・ 社会福祉法第71条の規定による命令に違反したとき・ その事業に関し不当に営利を図ったとき・ 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	児童扶養手当の受給資格の喪失
概要	児童扶養手当の受給資格を満たさなくなったときには、児童扶養手当の資格喪失届が必要となります。
根拠法令等 及び条項	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行規則第11条
処分基準	<p>◎ 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、受給資格を喪失します。</p> <p>① 受給者が死亡した場合。</p> <p>② 受給者が日本国内に住所を有しなくなった場合。</p> <p>③ 対象児童が母に監護されなくなった場合、対象児童が父に監護されなくなった又は生計同一でなくなった場合。</p> <p>④ 対象児童が養育者に養育されなくなった場合。</p> <p>⑤ 対象児童が死亡した場合。</p> <p>⑥ 対象児童が日本国内に住所を有しなくなった場合。</p> <p>⑦ 対象児童が障がいの状態に該当しなくなった場合。</p> <p>⑧ 対象児童が父又は母と生計を同じくするようになった場合。</p> <p>⑨ 対象児童が父又は母の配偶者(ただし、障がいの状態の場合を除く)に養育されるようになった場合。(婚姻)</p> <p>⑩ 対象児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設、保育所及び通園施設等を除く)に入所することになった場合。</p> <p>⑪ 対象児童が遺棄の状態でなくなった場合。</p> <p>⑫ 父又は母の拘禁が終了した場合。</p> <p>⑬ 父又は母が障がいの状態に該当しなくなった場合。</p> <p>⑭ 対象児童が婚姻し、受給者に監護されなくなった場合。</p> <p>⑮ 対象児童が18歳になった後の最初の3月31日又は政令で定める程度の障がいにある児童が20歳に達した場合。</p> <p>⑯ 対象児童が父又は母の事実上の配偶者に養育されるようになった場合。(事実婚)</p> <p>⑰ 対象児童が養子縁組し、養父母に監護されるようになった場合。</p> <p>⑱ 父又は母の生死が判明した場合。</p> <p>⑲ その他、支給要件に該当しなくなった場合。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002395.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8050)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(指定管理者)
処分の名称	児童養護施設の入館の制限
概要	指定管理者は、大阪市立児童養護施設条例第5条の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入館を断り、又は代行施設から退館させることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市立児童養護施設条例第5条
処分基準	指定管理者は、大阪市立児童養護施設条例第5条の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入館を断り、又は代行施設から退館させることができる。 1 代行施設に入所した者に対する養護の妨げになるおそれがある者 2 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 3 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 4 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 5 管理上必要な指示に従わない者 6 その他管理上支障があると認める者
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課(06-6208-8050)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課(指定管理者)
処分の名称	児童心理治療施設の入館の制限
概要	指定管理者は、大阪市立児童心理治療施設条例第5条の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入館を断り、又は代行施設から退館させることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市立児童心理治療施設条例第5条
処分基準	指定管理者は、大阪市立児童心理治療施設条例第5条の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入館を断り、又は代行施設から退館させることができる。 1 代行施設に入所した者に対する養護の妨げになるおそれがある者 2 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 3 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 4 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 5 管理上必要な指示に従わない者 6 その他管理上支障があると認める者
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (指定管理者)
処分の名称	こども文化センターの使用許可の取消し等
概要	大阪市立こども文化センター条例では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)は施設の使用許可申請を受け、使用の許可を行った者に対し、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができることとなっています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立こども文化センター条例第8条
処分基準	<p>◎次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することがあります。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「偽りその他不正の手段」とは、申し込み時に、書面もしくは口頭において、事実とは異なる申し出をされることをいう。 ○ 以下の場合、この要件に該当することになる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申し込み内容と使用内容が異なると認められる場合 ・市長の承認なしに許可証を第三者に委譲した場合 <p>(2) 次に定める事由が発生したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・管理上支障があるとき ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき ・その他不適当と認めるとき <p>(3) 大阪市立こども文化センター条例に違反し、又は条例に基づく指示に従わないとき (意見の聴取)</p> <p>第8条の2第1項の規定により、指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。また同条第2項の規定により市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。</p>
ホームページ	http://www.ko-bun.jp/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (指定管理者)
処分の名称	こども文化センターの入館の制限
概要	大阪市立こども文化センター条例では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)は入館を断り、又は退館させることができますこととなっています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立こども文化センター条例第9条
処分基準	<p>◎次に掲げる事項のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることがあります。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者</p> <p>(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 ○「損傷」とは、物理的に物を破棄することのほか、物を本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 ○「他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品」とは、刀剣、銃器、劇薬物、揮発油、麻薬、覚せい剤、角材等のほか、激しい臭気を発する物品等をいいます。</p> <p>(4) 管理上必要な指示に従わない者 ○「管理上必要な指示」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理のための必要な指示をいいます。</p> <p>(5) その他管理上支障があると認める者 ○「管理上支障」とは、定員を超えた場合、その他個々具体的に管理上支障がある場合をいいます。</p>
ホームページ	http://www.ko-bun.jp/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分課(担当)名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	青少年野外活動施設の使用許可の取消し等
概要	大阪市立青少年野外活動施設条例では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)は、施設の使用許可申請を受け、使用の許可を行った者に対し、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年野外活動施設条例第8条
処分基準	次に掲げる要件に該当する場合、使用許可を取り消し、その使用を制限し、停止し、退館を命じる。 (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき ○ 「偽りその他不正の手段」とは、申し込み時に、書面もしくは口頭において、事実とは異なる申し出をされることをいう。 ○ 以下の場合、この要件に該当することになる。 ・申し込み内容と使用内容が異なると認められる場合 ・市長の承認なしに許可証を第三者に委譲した場合 (2) 次に定める事由が発生したとき ・公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・管理上支障があるとき ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき ・その他不相当と認めるとき (3) 大阪市立青少年野外活動施設条例に違反し、又は条例に基づく指示に従わないとき ○ 以下の場合、この要件に該当することになる。 ・利用料金の納付を怠る又は未納の場合 ・条例第7条に規定する、他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者、建物又は附属設備を損傷するおそれがある者、他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者、管理上必要な指示に従わない者、その他管理上支障があると認める者であるとき
ホームページ	http://shinodayama.com/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分課(担当)名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	青少年野外活動施設の入館の制限
概要	大阪市立青少年野外活動施設条例では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)は、入館を断り、又は退館させることができることとなっています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年野外活動施設条例第9条
処分基準	次に掲げる要件に該当する場合、入館を断り、又は退館を命じることがある。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑のなる行為をするおそれがある場合 ○ 「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しく不快感を与えることのほか、公安又は風俗を害することも含めます。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 非常に大きな音量を発する場合 ・ 公然とわいせつな行為を行うおそれのある場合 ・ その他、他の使用者に迷惑をおよぼすおそれがある場合 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 ○ 「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 旗ざお等を振り回して壁、照明機器等を損傷するおそれのある場合 ・ 不適切な取り扱いによりマイク、スピーカー等の音響設備を損傷するおそれのある場合 ・ その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する場合 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・ 麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・ 著しい悪臭、異臭を発する物品の持込の場合 ・ 他人に危害を及ぼす、若しくは他人に迷惑となる動物を携行する場合 (4) 管理上必要な指示に従わない者 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 立ち入り禁止箇所や危険箇所への立ち入りを行う場合 ・ 営利目的とした商取引を行う場合 ・ その他、管理上の指示に従わない場合 (5) その他管理上支障があると認められる場合 ○ 「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいう。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 定員を超過して使用され、消防法上危険な場合 ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・ その他管理上支障がある場合
ホームページ	http://shinodayama.com/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分課(担当)名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	青少年センターの使用許可の取消し等
概要	青少年センター条例では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)は、施設の使用許可申請を受け、使用の許可を行った者に対し、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができることとなっています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年センター条例第6条
処分基準	次に掲げる要件に該当する場合、使用許可を取り消し、その使用を制限し、停止し、退館を命じる。 (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき ○ 「偽りその他不正の手段」とは、申し込み時に、書面もしくは口頭において、事実とは異なる申し出をされることをいう。 ○ 以下の場合、この要件に該当することになる。 ・ 申し込み内容と使用内容が異なると認められる場合 ・ 市長の承認なしに許可証を第三者に委譲した場合 (2) 次に定める事由が発生したとき ・ 公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・ 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・ 管理上支障があるとき ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき ・ その他不相当と認めるとき (3) 青少年センター条例に違反し、又は条例に基づく指示に従わないとき ○ 以下の場合、この要件に該当することになる。 ・ 利用料金の納付を怠る又は未納の場合 ・ 条例第7条に規定する、他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者、建物又は附属設備を損傷するおそれがある者、他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者、管理上必要な指示に従わない者、その他管理上支障があると認める者であるとき
ホームページ	https://kokoplaza.net/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分課(担当)名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	青少年センターの入館の制限
概要	青少年センター条例では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)は、入館を断り、又は退館させることができることとなっています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年センター条例第7条
処分基準	次に掲げる要件に該当する場合、入館を断り、又は退館を命じることがある。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をするおそれがある場合 ○ 「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しく不快感を与えることのほか、公安又は風俗を害することも含めます。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 非常に大きな音量を発する場合 ・ 公然とわいせつな行為を行うおそれのある場合 ・ その他、他の使用者に迷惑をおよぼすおそれがある場合 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 ○ 「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 旗ざお等を振り回して壁、照明機器等を損傷するおそれのある場合 ・ 不適切な取り扱いによりマイク、スピーカー等の音響設備を損傷するおそれのある場合 ・ その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する場合 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・ 麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・ 著しい悪臭、異臭を発する物品の持込の場合 ・ 他人に危害を及ぼす、若しくは他人に迷惑となる動物を携行する場合 (4) 管理上必要な指示に従わない者 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 立ち入り禁止箇所や危険箇所への立ち入りを行う場合 ・ 営利目的とした商取引を行う場合 ・ その他、管理上の指示に従わない場合 (5) その他管理上支障があると認められる場合 ○ 「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいう。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 ・ 定員を超過して使用され、消防法上危険な場合 ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・ その他管理上支障がある場合
ホームページ	https://kokoplaza.net/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分課(担当)名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	ユースホステルの使用許可の取消し等
概要	大阪市立ユースホステル条例では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)は、施設の使用許可申請を受け、使用の許可を行った者に対し、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができることとなっています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立ユースホステル条例第8条
処分基準	次に掲げる要件に該当する場合、使用許可を取り消し、その使用を制限し、停止し、退館を命じる。 (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき ○ 「偽りその他不正の手段」とは、申し込み時に、書面もしくは口頭において、事実とは異なる申し出をされることをいう。 ○ 以下の場合、この要件に該当することになる。 ・ 申し込み内容と使用内容が異なると認められる場合 ・ 市長の承認なしに許可証を第三者に委譲した場合 (2) 次に定める事由が発生したとき ・ 公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・ 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・ 管理上支障があるとき ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき ・ その他不相当と認めるとき (3) 大阪市立ユースホステル条例に違反し、又は条例に基づく指示に従わないとき ○ 以下の場合、この要件に該当することになる。 ・ 利用料金の納付を怠る又は未納の場合 ・ 条例第7条に規定する、他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者、建物又は附属設備を損傷するおそれがある者、他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者、管理上必要な指示に従わない者、その他管理上支障があると認める者であるとき
ホームページ	http://nagaiyh.com/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分課(担当)名	子ども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	ユースホステルの入館の制限
概要	大阪市立ユースホステル条例では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)は、入館を断り、又は退館させることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市立ユースホステル条例第9条
処分基準	次に掲げる要件に該当する場合、入館を断り、又は退館を命じることがある。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑のなる行為をするおそれがある場合 ○ 「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しく不快感を与えることのほか、公安又は風俗を害することも含めます。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に大きな音量を発する場合 ・ 公然とわいせつな行為を行うおそれのある場合 ・ その他、他の使用者に迷惑をおよぼすおそれがある場合 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 ○ 「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旗ざお等を振り回して壁、照明機器等を損傷するおそれのある場合 ・ 不適切な取り扱いによりマイク、スピーカー等の音響設備を損傷するおそれのある場合 ・ その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する場合 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・ 麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・ 著しい悪臭、異臭を発する物品の持込の場合 ・ 他人に危害を及ぼす、若しくは他人に迷惑となる動物を携行する場合 (4) 管理上必要な指示に従わない者 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち入り禁止箇所や危険箇所への立ち入りを行う場合 ・ 営利目的とした商取引を行う場合 ・ その他、管理上の指示に従わない場合 (5) その他管理上支障があると認められる場合 ○ 「管理上の支障」とは、使用者が付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいう。 ○ 以下の場合、この要件に該当することがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員を超過して使用され、消防法上危険な場合 ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・ その他管理上支障がある場合
ホームページ	http://nagaiyh.com/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(指定管理者)
処分の名称	愛光会館の使用許可の取消し等
概要	指定管理者は、大阪市愛光会館条例第7条及び第8条の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設の使用を許可してはならない、又は代行施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、退館を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市立愛光会館条例第7条及び第8条
処分基準	指定管理者は、大阪市立愛光会館条例第7条の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可してはならない。 1 公安又は風俗を害するおそれがあるとき 2 営利を目的とするとき 3 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき 4 管理上支障があるとき 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき 6 その他不適当と認めるとき 指定管理者は、大阪市立愛光会館条例第8条の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。 1 偽りその他不正の手段により、第6条の許可を受けたとき 2 前条各号に定める事由が発生したとき 3 この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002818.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(指定管理者)
処分の名称	愛光会館の入館の制限
概要	指定管理者は、大阪市愛光会館条例第9条の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入館を断り、又は代行施設から退館させることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立愛光会館条例第9条
処分基準	<p>次の要件に該当するときは、入館を断り、又は退館させることがあります。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者</p> <p>(2) 建物又は付属設備を損傷するおそれがある者</p> <p>○「損傷」とは、物理的に物を損傷することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。</p> <p>○以下の場合、この要件に該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な取り扱いにより音響設備、照明設備、舞台設備を損傷するおそれのある場合 ・旗竿や角材などを振り回して、壁、装飾品、照明機材などを損傷するおそれのある場合 ・その他建物又は付属設備を損傷するおそれのある場合 <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者</p> <p>○「他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品」とは、刀剣、銃器、劇薬物、揮発油、麻薬、覚せい剤、角材等のほか、激しい臭気を発する物品等をいいます。</p> <p>○「動物」とは、犬、猫などのペット動物も含みます。</p> <p>(4) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>○「管理上必要な指示」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者館の利用調整などの管理のために必要な指示を言います。</p> <p>○以下の場合、この要件に該当するとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員を超過することが予想され、消防上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・多数の申請者の利用を調整する必要があるためにその結果、(抽選、先着順等)として許可できない場合 <p>(5) その他管理上支障があると認める者</p> <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002818.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8354)
処分担当名	子ども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	報告拒否、虚偽の報告等への過料
概要	子ども・子育て支援法第13条第1項及び第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁等をした者に対する過料
根拠法令等 及び条項	・大阪市子ども・子育て支援法施行条例第13条
処分基準	保護者が、正当の理由なく、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対する処分 事業者等が、正当の理由なく、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する処分
ホームページ	—
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分課(担当)名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	青少年センターの原状回復命令
概要	大阪市立青少年センター条例施行規則では、使用者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年センター条例施行規則第8条
処分基準	次の場合、原状回復命令を発する。 (1) 使用者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したとき ○ 「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。 ○ 「亡失」とは、青少年センターの附属設備、備品等を亡くした場合のことをいう。 ○ 以下の場合、対象となることがある。 ・ 不適切な取り扱いによりマイク・スピーカー等の音響設備等を破損させた場合 ・ 旗ざお等を振り回して、壁、照明機器等を損傷した場合 ・ 使用者の故意又は過失により、貸し出した物品を亡失した場合
ホームページ	https://kokoplaza.net/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(06-6208-8034)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課(指定管理者)
処分の名称	愛光会館の原状回復命令
概要	指定管理者は、代行施設の使用の許可を受けた者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立愛光会館条例施行規則第6条
処分基準	◎次の場合、原状回復又は、その損害を賠償しなければならない場合があります。 (1) 会館の使用許可を受けた者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したとき ○「損傷」とは、物理的に物を損傷することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ○「亡失」とは、附属設備、備品等を失いなくすことをいいます。 ○原状に回復することが困難なとき又は回復するために相当な費用又は労力を要する場合には、原状回復にかえて、損害額の賠償を請求することがあります。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002818.html
備考	